



福井労働局発 1102 第2号の2
令和2年1月2日

(公社) 福井県労働基準協会
会長 殿

福井労働局雇用環境・均等室長



育児・介護休業法施行規則等の施行について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、改正育児・介護休業法施行規則等が、令和3年1月1日より、施行されます。

これにより、労働者が子の看護休暇、介護休暇を時間単位で取得できるようになるため、職場において育児・介護休業等に関する規程の整備が必要となります。

また、厚生労働省では、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりのための取組支援として、両立支援等助成金を事業主に支給しています。

つきましては、下記により関係資料をお送りいたしますので、貴団体会員への周知に御協力方よろしくお願ひいたします。

また、別紙原稿を作成しましたので、広報誌等への掲載に御配慮賜りたく併せてよろしくお願ひいたします。

記

○送付資料

- 1 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります。
(施行は令和3年1月1日です) (令和元年12月作成リーフレットNo.16) 10部
- 2 福井労働局版規定例 (看護休暇制度と介護休暇の抜粋) 1部
- 3 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法のあらまし
(令和2年10月作成 パンフレットNo.10) 1部
- 4 2020年度両立支援等助成金のご案内
(令和2年9月作成 リーフレットNo.16) 1部

<お問い合わせ先>

福井労働局雇用環境・均等室

TEL 0776-22-3947 (指導係:三浦)



原稿例

子どもの看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります！
(※令和3年1月1日施行)

福井労働局雇用環境・均等室

育児や介護を行う労働者が子どもの看護休暇や介護休暇を柔軟に取得できるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、令和3年1月1日より、時間単位で取得できるようになります。

事業主の皆さまは、会社の育児・介護休業等規程の改正が必要となります

★改正によりできるようになること

- ・看護休暇・介護休暇を時間単位（1時間単位）で取得できる
(改正前 取得単位は1日又は半日単位まで)
- ・すべての労働者が取得できる
(改正前 勤務時間が1日4時間以下の労働者は半日単位で取得不可)

また、厚生労働省では職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりのための取組支援として、両立支援等助成金を事業主に支給しています。

改正内容を踏まえた育児・介護休業等規則の規定例、両立支援等助成金の支給要件については、厚生労働省または福井労働局ホームページでご覧いただけます。

●福井労働局HPの規定例掲載場所

- *福井労働局 HP トップ <https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/home.html>
>法令・様式集>様式集>育児・介護休業法関係>（1）規定例・労使協定例
>福井労働局版規定例（令和3年1月1日改正対応）【溶け込み版】

◆お問い合わせ先

福井労働局雇用環境・均等室 TEL 0776-22-3947
(助成金支給申請先はTEL 0776-22-0221)

(文字数 555)

～福井労働局版規定例（抜粋）～

【子の看護休暇の場合】

改正前

第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 本条第1項にかかわらず、労使協定によって除外された次の従業員からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。
 - 一 入社6か月未満の従業員
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

3 子の看護休暇は、半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。時間単位で取得することもできる。
ただし、1日の所定労働時間が4時間以下である従業員は1日単位又は時間単位での取得とする。

改正後対応（見え消し）※福井労働局HP掲載中

～1、2項は改正前と同様により省略～

3 子の看護休暇は、時間単位半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
ただし、1日の所定労働時間が4時間以下である従業員は1日単位又は時間単位での取得とする。

【介護休暇の場合】

改正前

第〇条

- 1 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする従業員（日雇従業員を除く）は、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 本条第1項にかかわらず、労使協定によって除外された次の従業員からの介護休暇の申出は拒むことができる。
 - 一 入社6か月未満の従業員
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

3 介護休暇は、半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。時間単位で取得することもできる。
ただし、1日の所定労働時間が4時間以下である従業員は1日単位又は時間単位での取得とする。

改正後対応（見え消し）※福井労働局HP掲載中

～1、2項は改正前と同様により省略～

3 介護休暇は、時間単位半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
ただし、1日の所定労働時間が4時間以下である従業員は1日単位又は時間単位での取得とする。